

第6章 乗車券類の改札及び引渡し

第1節 通 則

(乗車券類の改札)

第98条 乗車の目的で乗降場に入場し、又は乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券類を所持して係員の改札を受け、定められた場所から入場しなければならない。

- 2 前項の規定によるほか、旅客は係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。当該乗車券類の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明書等についてもまた同じ。

(乗車券類の引渡し)

第99条 旅客はその所持する乗車券類が効力を失い、若しくは不要となった場合又はその乗車券類を使用する資格を失った場合は、当該乗車券類を係員に引渡すものとする。

第2節 乗車券類の改札及び引渡し

(普通乗車券の改札及び引渡し)

第100条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入鋏を受けるものとする。ただし、駅員無配置駅から乗車する場合はこの限りではない。

- 2 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引渡すものとする。ただし、規則第15条に規定する旅客は、乗車駅証明書により運賃料金の精算を行うものとする。

(定期乗車券の改札及び引渡し)

第101条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。ただし、駅員無配置駅より乗車する場合は、旅行開始時の乗車券呈示を省略できる。

- 2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、直ちにこれを係員に引渡すものとする。

(普通回数乗車券の改札及び引渡し)

第102条 回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入鋏を受け、旅行を終了した際に、これを係員に引渡すものとする。

ただし、駅員無配置駅より乗車する場合は、旅行開始時の乗車券呈示及び入鋏を省略

できる。

(団体乗車券の改札及び引渡し)

第103条 団体乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際及び途中下車をする際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 前項の引率者は、団体旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際にその所持する乗車券を係員に引渡すものとする。

第3節 急行券の改札及び引渡し

(急行券の改札及び引渡し)

第104条 急行券を使用する旅客は、急行列車に乗車する際に、当該急行券を係員に呈示して改札を受け、下車した際に、使用済みの急行券を係員に引渡すものとする。

第4節 特別車両券の改札及び引渡し

(特別車両券の改札及び引渡し)

第105条 特別車両券を使用する旅客は、特別車両に乗車する際に、当該特別車両券を係員に呈示して改札を受け、下車した際に、使用済みの特別車両券を係員に引渡すものとする。

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通 則

(乗車変更等の取扱箇所)

第106条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅員配置駅又は車内において行う。ただし、旅客運賃・料金の払い戻しは駅員配置駅に限って取扱う。

また、ワンマンカー車内においては、旅行開始後又は使用開始後に申出た区間変更についてののみを取扱うものとする。

(手数料の収受)

第107条 第19条(乗車券類の種類)に規定する乗車券類のうち、2種類以上の乗車券類を1葉とした乗車券類について、払い戻しその他の取扱いをする場合で、手数料を収受するときは、別に定める場合を除き、普通乗車券、急行券、特別車両券又は座席指定券を各別のものとして手数料を収受する。

(払い戻し請求権行使の期限)

第108条 旅客は、旅客運賃・料金について、払い戻しの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券が発行の日の翌日から起算して1箇年経過したときは、これを請求することができない。

(旅客運賃・料金の払い戻しをする場合の限度額)

第109条 旅客から旅客運賃・料金の払い戻しの請求があった場合は、旅客が実際に支払った旅客運賃・料金の額を限度として取扱う。

第2節 乗車変更の取扱い

第1款 通 則

(乗車変更の種類)

第110条 旅客がその所持する乗車券類に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に、会社が取扱う変更（この変更を「乗車変更」という。）の種類は、乗車変更の申出の時期に応じて、次の各号のとおりとする。

(1) 当該乗車券類による旅行開始前又は使用開始前に申出があった場合。

乗車券類変更

(2) 当該乗車券による旅行開始後又は使用開始後に申出があった場合。

ア 区間変更

イ 指定券変更

ウ 団体乗車券変更

(乗車変更の取扱範囲)

第111条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取り扱う。ただし、第116条（乗車券類変更）に規定する乗車券類変更については、変更開始駅は制限しない。

(割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第112条 区間に制限のある種類の割引乗車券又は回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(指定券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等)

第113条 指定券を所持する旅客が乗車変更をする場合は、同一の列車等（列車を変更する場合は、変更しようとする列車等）の変更しようとする座席に相当の余裕がある場

合に限って取扱う。

- 2 乗車列車等を指定した団体乗車券を所持する旅客は、別に定める場合を除き、乗車列車等が変更となる乗車変更の取扱いを請求することができない。

(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券類の有効期間)

第114条 乗車変更をした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間から既に経過した日数（取扱いの当日は含めない。）を差し引いた残余の日数とする。ただし、乗車券類変更の取扱いをする場合は、第72条（有効期間）に規定する日数とする。

- 2 前項の規定により有効期間を計算する場合において、変更区間に対する第72条所定の日数から原乗車券の有効期間の経過日数（取扱いの当日は含めない。）を差し引いた残余の日数を有効期間とした方が有効日数が多くなるときは、この残余の日数を有効期間とする。

(別途乗車)

第115条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるとき又は旅客運賃計算の打切り等によって旅客の希望する変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いをしない区間について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取扱う。

第2款 旅行開始前又は使用開始前の乗車変更の取扱い

(乗車券類変更)

第116条 普通乗車券、急行券、特別車両券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申出て、その承諾を受け、1回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）をすることができる。ただし、自由席特別急行券から指定席特別急行券への乗車券類の変更については、これを同種類のものとみなして取扱うことができる。

- 2 乗車券類変更の取扱いをする場合は、原乗車券類ですでに収受した旅客運賃・料金と、変更する乗車券類に対する旅客運賃・料金を比較し、不足額は収受し、過剰額は払い戻しをする。
- 3 前項の規定により旅客運賃・料金の計算をする場合に、原乗車券類が割引を適用するものであって、その割引が実際に乗車する区間に対して適用のあるものであるときは、

実際に乗車する区間に対する旅客運賃・料金を原乗車券類に適用した割引率により旅客運賃・料金を計算する。

第3款 旅行開始後又は使用開始後の乗車変更の取扱い

(区間変更)

第117条 普通乗車券、自由席特別急行券又は普通急行券を所持する旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、あらかじめ係員に申出て、その承諾を受け、当該乗車券類に表示された着駅又は営業キロについて、次の各号に定める変更（この変更を「区間変更」という。）をすることができる。

(1) 着駅又は営業キロを、当該着駅をこえた駅又は当該営業キロを超えた営業キロに変更すること。

(2) 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅に変更すること。

2 区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取扱う。

(1) 普通乗車券の原券に対する既収旅客運賃と実際の乗車区間に対する旅客運賃を比較して、不足分は收受し、過剰額は払い戻しをしない。

(2) 急行券の原券に対する既収料金額と実際の乗車区間の営業キロ又は同区間に対する料金額とを比較し、不足分は收受し、過剰額は払い戻しをしない。

3 前項第1号の規定により、旅客運賃の計算をする場合に、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率により普通旅客運賃を計算する。

(指定券変更)

第118条 指定券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申出て、その承諾を受け、1回に限って、当該乗車券類について区間又は利用施設の変更（これらの変更を「指定券変更」という。）をすることができる。ただし、指定券変更は、列車等が変更とならない場合に限って取扱う。

2 指定券変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対するすでに收受した料金と、実際の乗車区間の営業キロ又は同区間に対する料金とを比較し、不足額は收受し、過剰額は払い戻しをしない。

3 自由席特別急行券を所持する旅客は、使用開始後にあらかじめ係員に申出て、その承

諾を受け、指定席特別急行券に変更することができる。この場合は、前各項の規定を準用する。

(団体乗車券変更)

第119条 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後にあらかじめ係員に申出て、その承諾を受け、1回に限って区間変更、指定券変更又は乗車列車の変更をすることができる。ただし、これらの変更は、輸送上の支障がない場合に限り取扱い、また、指定券に関する変更については、原団体乗車券に表示された列車等が乗車駅を出発する時刻の2時間前までに申出があった場合に限り、取扱う。

2 団体乗車券変更の取扱いをする場合は、旅客運賃收受人員又は変更人員に対して、次の各号に定めるところにより計算した旅客運賃・料金を收受する。この場合、旅客運賃については、無割引の普通旅客運賃によって計算する。

(1) 区間変更の取扱いをする場合の旅客運賃・料金の計算方は、第117条第2項(区間変更)の規定を準用する。

(2) 指定券変更の取扱いをする場合の料金の計算方は、第118条(指定券変更)の規定を準用する。

(3) 乗車列車の変更の取扱いをする場合の旅客運賃・料金の計算方は、乗車区間に変更のない場合は收受しない。

第8章 旅客の特殊取扱い

第1節 通 則

(旅客運賃・料金の払い戻しに伴う割引証等の返還)

第120条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券類について払い戻しの取扱いを受けた場合は、すでに提出した割引証等の返還を請求することができない。

(任意による旅行のとりやめに伴う払い戻し手数料の払い戻し)

第121条 旅客は、会社が任意による旅行のとりやめに伴う払い戻しの際に收受した手数料の払い戻しを請求することができない。

(旅客運賃・料金の払い戻しをしない場合)

第122条 旅客は、第67条(乗車券類の効力の特例)の規定により小児が大人用の乗車券類を使用して乗車した場合の旅客運賃・料金の差額については、払い戻しを請求することはできない。

第2節 乗車券類の無札及び無効

(乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第123条 旅客が、次の各号に1に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせ収受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
- (2) 別に定める場合を除いて、乗車券に入札を受けないで乗車したとき。
- (3) 第76条（乗車券が前途無効となる場合）、第77条（定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合）又は第78条（定期乗車券が無効となる場合）の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む。）で乗車したとき。
- (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒み、又はその取集めの際に引渡しをしないとき。

2 前項の場合、旅客が、第77条第1項第6号の規定により無効となる2以上の普通回数乗車券で乗車したときは、当該各普通回数乗車券の券面に表示された区間と区間外とを通じた区間を乗車したものとして計算した前項の規定による旅客運賃及び増運賃を、当該旅客から収受する。

3 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第4項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第1項の規定による旅客運賃及び増運賃を、その団体申込者から収受する。

4 団体旅客が、乗車券に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、第77条の規定にかかわらず、その超過人員又は大人だけについて、その団体申込者から第1項の規定による旅客運賃及び増運賃を収受する。

(定期乗車券等不正使用旅客に対する旅客運賃の収受)

第124条 第78条（定期乗車券が無効となる場合）の規定により定期乗車券を無効として回収した場合は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とをあわせ収受する。

- (1) 第78条第1項第1号から第5号までの1に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日（第5号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは発見日に近い日）から、同項第7号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第8号に該当する場合はその発売の日から、同項第9号に該当する場合はその有効期間満了の日の翌日から、それぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期

乗車券の券面に表示された区間（同項第5号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とを合わせた区間）を、毎日1往復（又は2回）ずつ乗車したもものとして計算した普通旅客運賃。

2 第78条第1項第6号に該当する場合であって、普通回数乗車券を使用したときは、定期乗車券及び普通回数乗車券の券面に表示された区間とその区間外とを通じた区間を、その普通回数乗車券の使用された券片に対して1券片ごとに1回ずつ往復乗車したもものとして計算した普通旅客運賃。

3 第78条第1項第6号に該当する場合であって、普通乗車券を使用したとき及び同項第10号から第12号までの1に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃。

（乗車駅等が不明の場合の旅客運賃・増運賃の計算方）

第125条 第123条（乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃收受）の無札旅客について、その乗車駅が判明しない場合は、その列車等の出発駅から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

（急行券等の無札及び不正使用の旅客に対する急行料金・増料金等の收受）

第126条 第123条（乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受）及び前条の規定は、急行券、特別車両券及び座席指定券に準用する。

第3節 乗車券類の紛失

（乗車券類を紛失した場合の取扱方）

第127条 旅客が旅行開始後、乗車券類を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、すでに乗車した区間については、無札旅客として第123条（乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受）、第125条（乗車駅等が不明の場合の旅客運賃・増運賃の計算方）又は前条の規定による旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を、前途の乗車区間については普通旅客運賃・料金を收受する。ただし、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃・料金を收受して、増運賃及び増料金は收受しない。

2 前項の場合、旅客は駅員配置駅において、再收受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券及び普通回数乗車券を使用する旅客はこの限りでない。

3 第1項ただし書及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券類を紛失した場合に

準用する。

(再收受した旅客運賃・料金の払い戻し)

第128条 前条の規定によって普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を支払った旅客は、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と再收受証明書とを駅員配置駅に差し出して、発見した乗車券1枚につき手数料220円(指定券にあっては330円)を支払い、再收受証明書に記入された旅客運賃・料金について払い戻しの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を支払った日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

(団体乗車券紛失の場合の取扱方)

第129条 旅客が団体乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第127条(乗車券類を紛失した場合の取扱方)の規定にかかわらず、別に旅客運賃・料金を收受しないで、相当の団体乗車券を再交付することがある。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券類について既に旅客運賃・料金の払い戻しをしている場合を除く。

第4節 任意による旅行のとりやめ

(旅行開始前の普通旅客運賃の払い戻し)

第130条 旅客は、旅行開始前に普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入鉄前で、かつ、有効期間内(前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。)であるときに限って、これを駅員配置駅に差し出し、すでに支払った旅客運賃の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

(使用開始前の定期旅客運賃、回数旅客運賃、自由席特別急行料金の払い戻し)

第131条 前条の規定は有効期間の開始日前の定期乗車券並びに使用開始日前の回数乗車券、自由席特別急行券(団体乗車券によって発売したものを除く。)について準用する。この場合、旅客は手数料として乗車券類1枚につき220円、回数乗車券にあっては1冊につき220円を支払うものとする。

(指定券に対する料金の払い戻し)

第132条 旅客は、指定券(団体旅客に発売した指定券を除く。)が不用となった場合は、その指定を受けた列車(2個以上の列車について指定を受けている場合は、先に乗車

することが予定されていた列車。)がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅員配置駅に差し出したときに限って、次の各号に定める額(10円未満のは数は切り捨てる。)を手数料として支払い、当該指定券に対する払い戻しを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発日の前日又は当日に乗車券類の変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について変更の取扱いをした時刻を払い戻しの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。

- (1) 出発する日の2日前までに請求した場合は、330円とする。
- (2) 出発する時刻までに請求した場合はすでに支払った当該料金の3割に相当する額、ただし、330円に満たない場合は330円とする。

2 特別車両券の払い戻しをする場合は、同時に発売した指定席特別急行券とともに払い戻しの請求をするときに限って取扱う。この場合、払い戻し手数料は特別車両料金について前項の規定により收受し、指定席特別急行料金についてはこれを收受しない。

(旅行開始前の団体旅客運賃・料金の払い戻し)

第133条 旅客は旅行開始前に団体乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前まで(指定券に対する払い戻しについては、当該列車が乗車駅を出発する時刻の2時間前まで。)にこれを駅員配置駅に差し出したときに限って、すでに支払った団体旅客運賃・料金の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として乗車券1枚につき220円支払うこととする。また、保証金を收受している場合、保証金に相当する額及び指定席1枚ごとに、次の各号に規定する手数料に相当する額を(10円未満のは数は切り捨てる。)を支払う。

- (1) 出発する日の2日前までに請求した場合は、330円
- (2) 出発時刻の2時間前までに請求した場合は、すでに支払った当該料金額の3割に相当する額。ただし、330円に満たない場合は330円とする。

2 団体旅客の人員が、旅行開始前に減少した場合で、払い戻しの請求があるときは、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃・料金を払い戻しすることがある。

(旅行開始後の旅客運賃・料金の払い戻し)

第134条 旅客は、普通乗車券又は団体乗車券を使用して旅行を開始した後に、任意に旅行を中止した場合は、旅客運賃の払い戻しの請求をすることができない。

2 往復乗車券又は連続乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず、第130条(旅行開始前の普通旅客運賃の払い戻し)の規定を準用する。

(不乗区間に対する旅客運賃・料金の払い戻しをしない場合)

第135条 旅客は、第67条（乗車券類の効力の特例）の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合又は同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から任意に乗車した場合の不乗区間について、旅客運賃・料金の払い戻しを請求することができない。

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払い戻し)

第136条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを発行駅に差し出して、すでに支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

2 前項の計算については、払い戻し請求の当日は経過日数に算入し、又、1箇月未満の経過日数は1箇月として計算する。

3 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。

- (1) 使用経過月数が1箇月又は3箇月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃。
- (2) 使用経過月数が2箇月のときは、1箇月に相当する定期旅客運賃の2倍の額。
- (3) 使用経過月数が4箇月のときは、3箇月と1箇月に相当する定期旅客運賃の合計額。
- (4) 使用経過月数が5箇月のときは、3箇月と1箇月の2倍に相当する定期旅客運賃の合計額。

(旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃・料金の払い戻し)

第137条 旅客は、旅行開始後、次の各号の1に該当する場合であつて、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数（30日を限度とする。）について、乗車券の有効期間の延長を請求し、又は既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを、駅員配置駅に請求することができる。この場合、払い戻しを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

- (1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき。

(2) 国会からの喚問その他これに類する行政権又は司法権の発動によって旅行を中止したとき。

- 2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についてもこれを準用する。
- 3 定期乗車券、普通回数乗車券、団体乗車券を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。
- 4 第1項の規定による有効期間の延長又は旅客運賃の払い戻しを請求する旅客は、その所持する自由席特別急行券についても既に支払った料金から既に乗車した区間の料金を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として料金券1枚につき220円を支払うものとする。
- 5 旅客は、第1項及び第2項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。この場合、旅客が、第1項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(傷い疾病等の場合の証明)

第138条 旅客は、前条の規定により有効期間の延長又は旅客運賃・料金の払戻しを請求する場合は、その原因が外傷等で見してその事実が認定出来る場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示するものとする。

(有効期間の延長及び旅客運賃の払い戻しの特例)

第139条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、直ちに当該乗車券を係員に呈示して有効期間の延長又は旅客運賃の払い戻しを請求できる。この場合は、その翌日まで有効期間の延長又は手数料220円を収受して旅客運賃の払い戻しの取扱いをする。

第5節 運行不能及び遅延

(列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)

第140条 旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、次の各号の1に該当する事由が発生した場合には、その理由が事故発生以前に購入した乗車券類について、次の各号の1に

該当する取扱いを選択のうえ請求できる。ただし、定期乗車券及び普通回数乗車券を使用する旅客は、第143条（無賃送還の取扱い）に規定する無賃送還（定期乗車券による無賃送還を除く。）又は第146条（定期乗車券若しくは普通回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払い戻し）に規定する有効期間の延長若しくは旅客運賃の払い戻しの取扱いに限って請求することができる。

(1) 列車が運行不能になったとき

- ア 第141条（旅行中止による旅客運賃・料金の払い戻し）に規定する旅行の中止及び旅客運賃・料金の払い戻し
- イ 第142条（有効期間の延長）に規定する有効期間の延長
- ウ 第143条に規定する無賃送還及び旅客運賃・料金の払い戻し
- エ 第145条（不通区間の別途旅行の取扱い）に規定する不通区間の別途旅行及び旅客運賃・料金の払い戻し
- オ 第146条に規定する定期乗車券若しくは普通回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払い戻し

(2) 列車が運行時間より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車の出発時刻から1時間以上にわたって目的地に出発する列車に接続を欠いたとき、又は着駅到着時刻に2時間以上遅延したとき（接続を欠き、又は遅延することが確実なときを含む。）

- ア 第141条に規定する旅行の中止及び旅客運賃・料金の払い戻し
- イ 第142条に規定する有効期間の延長
- ウ 第143条に規定する無賃送還及び旅客運賃・料金の払い戻し

(3) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって、当該列車に乗車することができないとき

- ア 第141条に規定する旅行の中止及び旅客運賃・料金の払い戻し
- イ 第142条に規定する有効期間の延長

2 旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券類（定期乗車券及び普通回数乗車券を除く。）が不要となった場合は、その乗車券類が有効期間内（前売りのものについては、有効期間の開始日前を含む。）であるときに限って、これを駅に差し出して、すでに支払った旅客運賃・料金の払い戻しを請求することができる。

(旅行中止による旅客運賃・料金の払い戻し)

第141条 前条第1項第1号の規定により、旅客が旅行を中止し、乗車券を駅員配置駅に差し出して旅客運賃・料金の払い戻しの請求をした場合は、次の各号に定める額の払い戻しをする。

(1) 乗車券

旅行中止駅・着駅間に対する旅客運賃。この場合、原乗車券が割引乗車券のときは、旅行中止駅・着駅間に対する当該割引の運賃とする。

(2) 特別急行券

当該特別急行料金の全額

(3) 特別車両券

当該特別車両料金の全額

(有効期間の延長)

142条 第140条第1項(列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)の規定による旅客が有効期間の延長の取扱いを請求した場合は、次の各号の定めるところにより取扱う。

(1) 旅客は有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅員配置駅に申出て、その乗車券を駅に預けるものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券類の有効期間とする。

ア 第140条第1項第1号に定める事由の場合は、当該乗車券類を預けた日から開通後5日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数

イ 第140条第1項第2号及び同項3号に定める事由の場合は1日

(2) 旅客は旅行を再び開始する際、乗車券類に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。

(3) 旅客が第1号の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券類は無効として回収する。

(無賃送還の取扱方)

第143条 第140条第1項(列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)の規定により旅客が無賃送還の取扱いを請求した場合は、次の各号に定めるところにより取扱う。

(1) 無賃送還は、その事実が発生した際、使用していた乗車券の券面に表示された発駅までとし、発駅に向けて出発する最近の時刻の列車に乗車するときに限る。

(2) 急行券及び特別車両券を使用して乗車した旅客については、次により無賃送還区間を急行列車又は特別車両に乗車させることがある。

ア 急行券を使用した旅客については、急行列車により、当該急行券の発駅までの区間。

イ 特別車両券を使用した旅客については、特別車両により、当該特別車両券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車等に相当の旅客車がないとき又は満員等により相当の旅客車に乗車できないときは、便宜の旅客車による。

(3) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

(4) 旅客が、前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

2 前項の無賃送還を行った場合は、次の各号の定めによって旅客運賃・料金の払い戻しをする。ただし、普通回数乗車券を使用する旅客については払い戻しの取扱いをしない。

(1) 乗車券

ア 発駅まで送還したとき

既収旅客運賃の全額。

イ 発駅に至る途中駅まで無賃送還したとき又は旅客が無賃送還中の途中駅に下車したとき

(ア) 原乗車券が無割引のものであるときは、途中駅・着駅間に対する無割引の普通旅客運賃

(イ) 原乗車券が割引のものであるときは、割引条件のいかんにかかわらず、途中駅・着駅間に対する当該割引の普通旅客運賃

(2) 急行券

第141条第2号(旅行中止による旅客運賃・料金の払い戻し)の規定を準用する。

(3) 特別車両券

第141条第3号の規定を準用する。

3 第1項に規定する無賃送還を行った場合、普通回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

(旅客運賃・料金の払い戻し駅)

第144条 第141条(旅行中止による旅客運賃・料金の払い戻し)又は第143条(無賃送還の取扱方)の規定により、旅客運賃・料金の払い戻しを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃・料金の払い戻しの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅
- (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅

(不通区間の別途旅行の取扱方)

第145条 第140条（列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方）の規定により列車の運行不能のため不通となった区間を、旅客が会社線によらずに別途旅行し、乗車券の有効期間内に、前途の駅から乗り継ぎをするときは、あらかじめ係員に申出て不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、その証明書に記載された不乗区間に対する旅客運賃の払い戻しを請求するものとする。

(定期乗車券若しくは普通回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払い戻し)

第146条 定期乗車券又は普通回数乗車券を使用する旅客は、列車が運行休止のため、引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなった場合は、その乗車券を発行駅に差し出して、相当日数の有効期間の延長又は次の各号に定める金額の払い戻しを請求することができる。

(1) 定期乗車券

使用しない区間（2区間以上ある場合は、その区間のキロ程を通算する。）の原定期乗車券と同一の種類・有効期間による定期旅客運賃を次の日数（第32条（定期乗車券の一括発売）の規定により、は数となる日数を付加して発売したものにあっては、当該日数を加えた日数。）で除し、その1円未満のは数を1円単位に切り上げた日割額に、休止日数を乗じ、は数計算した額。

- イ 有効期間が1箇月のものにあつては、 30日
- ロ 有効期間が3箇月のものにあつては、 90日
- ハ 有効期間が6箇月のものにあつては、 180日

(2) 普通回数乗車券

普通回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除しては数計算した額。

(急行列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)

第147条 急行券を所持する旅客が急行列車に乗車した場合で、次の各号の1に該当する事由が発生したときは、第140条（列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方）の規定によるほか、同一方向の他の急行列車により、前途の旅行の継続を請求することができる。

- (1) 乗車中の急行列車が運行不能となったとき
 - (2) 乗車中の急行列車が運行時刻より2時間以上遅延したとき
 - (3) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって特別車両券を所持する旅客が、当該急行列車の特別車両に乗車することができなくなったとき
- 2 急行券を所持する旅客は、第140条の規定によるほか、第1号から第3号までの1つに該当するときは、その急行料金の全額の、第4号に該当するときはその急行料金の半額（10円未満の端数を切り上げて10円単位とした額）の払い戻しを請求することができる。
- (1) 急行列車が、出発時刻に1時間以上遅延したため、又は遅延することが確実なため、当該列車の利用を取りやめたとき
 - (2) 前項の規定により、他の急行列車に乗車したとき
 - (3) 急行列車が到着時刻に2時間以上遅延したとき
 - (4) 車両の故障等により、固定編成車両以外の車両を連結して急行列車を全区間運転する場合で、当該車両に乗車したとき

第6節 誤乗及び誤購入

(誤乗区間の無賃送還)

第148条 旅客（定期乗車券又は普通回数乗車券を使用する旅客を除く。）が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車によって、その誤乗区間について、無賃送還の取扱いをする。

- 2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

(誤乗区間無賃送還の取扱方)

第149条 前条の規定による無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

- 2 旅客が無賃送還中途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間及びすでに送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

(乗車券類の誤購入の場合の取扱方)

第150条 旅客が、誤ってその希望する乗車券類と異なる乗車券類を購入した場合で、その誤購入の事由が駅名の同一・類似その他やむを得ないと認められ、かつ、係員がその事由を認めたときは、正当な乗車券類に変更の取扱いをする。

- 2 前項の場合はすでに収受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払い戻しする。

第9章 入 場 券

(入場券の発売)

第151条 乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする場合は、入場券を購入し、これを所持していなければならない。ただし、6才以上の入場券所持者が随伴する6才未満の者2人までについてはこの限りでない。この場合、入場者の年齢区分については第47条（旅客の区分及びその旅客運賃・料金）を準用する。

(入場券の料金)

第152条 入場券の料金は、次のとおりとする。

大人 140円

小児 70円

(入場券の効力)

第153条 入場券は、発売駅で発売当日中に1人1回に限って、使用することができる。

- 2 入場券所持者は、列車に立入ることができない。

(入場券が無効となる場合)

第154条 入場券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項をぬり消し又は改変して使用したとき。
- (2) 発売駅以外の駅で使用したとき。
- (3) 大人が小児の入場券を使用したとき。
- (4) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。

- 2 前項の規定は偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

(入場券の様式)

第155条 入場券の様式は、次のとおりとする。



(入場券の改札及び引渡し)

第156条 入場券は、入場の際に、係員に提示して、入鋏を受けるものとする。

- 2 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引渡すものとする。その効力を失った場合もまた同じ。

(無札入場者)

第157条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合又は第154条第1項(入場券が無効となる場合)の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第152条(入場券の料金)の規定による入場料金を収受する。

- 2 前項の規定は、第154条第2項により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

(入場料金の払い戻し)

第158条 第7条(旅客の運送等の制限又は停止)の規定により入場券の使用を制限し又は停止した場合は、入場券を所持する者は、入場料金の払い戻しを請求することができる。

- 2 前項による場合のほか、入場料金の払い戻しはしない。

第10章 手回り品

(手回り品及び持込禁制品)

第159条 旅客は、第160条(無料手回り品)又は第161条(有料手回り品及び手回り品料金)に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1)別表第3号に掲げるもの(以下「危険品」という。)及び他の旅客に危害を及ぼす恐れがあるもの
- (2)暖炉及びこん炉(乗車中に使用する恐れがないと認められるもの及び懐炉を除く。)
- (3)死体
- (4)動物(少量の小鳥、小虫類、初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第160条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第161条第1項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く)
- (5)不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (6)車両を破損又は汚損するおそれがあるもの

(注) 別表第3号に定める適用除外の物品及び第2号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。

- 2 旅客が、手回り品中に危険品を収納している疑いがあるときは、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。
- 3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。

(無料手回り品)

第160条 旅客は、第161条に規定する以外の携帯できる物品であつて、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の和が、250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。ただし、長さ2メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車及びサーフボードについては、次の各号の1に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。

- (1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの
- (2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの

3 旅客は列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

- (1) 身体障害者補助犬法第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。
- (2) 道路交通法第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ、折り畳んだベビーカー等は、第1項に規定する個数制限に係わらず、これを車内に持ち込むことができる。

(有料手回り品及び手回り品料金)

第161条 旅客は、子犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であつて、次の各号に該当するものは、前条第1項に規定する制限内である場合に限り、

持込区間・持込日その他持ち込みに関する必要事項を申し出たうえで、当社の承諾を受け、手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。

- (1) 長さ70センチメートル以内、最小の立方形の長さ、幅及び高さの和が、90センチメートル程度の容器に収納したもので、かつ、他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるもの
- (2) 容器に収納した重量が10キログラム以内のもの

3 手回り料金は、旅客の1回の乗車ごとに、1個について280円とする。

(手回り品切符)

第162条 第161条（有料手回り品及び手回り品料金）の規定により手回り品料金を支払って、車内に持ち込む旅客に対しては、手回り品切符又はこれに代わる証票を交付する。

(手回り品切符の使用条件)

第163条 手回り品切符又はこれに代わる証票は、切符又は証票に表示された条件に従って当該有料手回り品を車内に持ち込む場合に限り有効とする。ただし、途中下車をしたときは、その効力を失う。

- 2 手回り品切符又はこれに代わる証票は、有料手回り品を持ち込む際に係員に呈示して、入鋏を受けた後、旅客がこれを携帯し、係員から請求があるときはいつでもこれを呈示し、途中下車又は下車の際は、これを係員に引き渡さなければならない。

(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第164条 旅客が、第159条第1項（手回り品及び持込禁制品）ただし書に規定する持込禁制品又は第160条（無料手回り品）の規定による持込制限をこえる物品を、会社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させて、かつ、次の各号により料金及び増料金を収受する。

- (1) 第159条第1項ただし書第1号から第5号までの規定による物品を持ち込んだ場合は、第161条第3項（有料手回り品及び手回り品料金）の規定による手回り品料金及びその10倍に相当する増料金を収受するほか、危険品にあつては、次によって計算した料金を合わせて収受する。

ア 火薬類	1キログラムにつき	1,000円
イ その他の危険品	1キログラムにつき	300円

- (2) 前号のほか、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだときは、第161

条第3項の規定による手回り品料金及びその2倍に相当する増料金を収受する。

- 2 着駅において、旅客が、第159条第1項ただし書に規定する持込禁制品又は第160条の規定による持込制限をこえる物品を、会社の承諾を受けずに車内に持ち込んだことを発見したときは、前項の規定を準用する。

(持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置)

第165条 旅客が、第159条第1項(手回り品及び持込禁制品)ただし書第1号から第5号までの規定による物品を持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用する。

(旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置)

第166条 旅客運送の伴わない物品を、手回り品のように装う等の手段により物品の無賃運送を図った場合は、無賃運送を図った者に対し、当該物品の運送区間について、第164条第1項第1号(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)の規定を準用する。

(手回り品の保管)

第167条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。